

神戸市公告第1375号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第1項の規定により、神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 再開発会社の名称
雲井通5丁目再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
施行の認可公告の日から令和10年3月末日まで
- 4 施行地区
神戸市中央区雲井通四丁目345番の一部、346番、347番の一部、
同五丁目301番、302番、303番、317番、318番、319番、320番の一部、322番
の一部、323番、324番、
- 5 事務所の所在地
神戸市中央区雲井通五丁目3番1号サンパル7階
- 6 施行認可の年月日
令和3年3月29日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
施行者のホームページのほか、施行者が適当と認める場所に掲示
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和3年4月27日まで